

宗教法人制度の運用等に関する調査研究協力者会議（令和5年度）
議事次第

- 1 日 時 令和6年2月15日（木）10：00～
- 2 場 所 文部科学省旧庁舎6階第2講堂（又はオンライン）
- 3 議 題
 - （1）宗教法人制度の運用等に関する調査研究協力者会議の運営について
 - （2）「特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律に基づく指定宗教法人及び特別指定宗教法人の指定に関する運用の基準」（案）について
- 4 資 料
 - 資料1 宗教法人制度の運用等に関する調査研究について
 - 資料2 宗教法人制度の運用等に関する調査研究協力者会議の議事等の公開について
 - 資料3 特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律に基づく指定宗教法人及び特別指定宗教法人の指定に関する運用の基準（案）
 - 資料4 パブリックコメント（意見公募手続）で寄せられた意見概要と意見に対する考え方
 - 参考資料1 特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律（概要）
 - 参考資料2 特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律（条文）

宗教法人制度の運用等に関する調査研究について

平成 17 年 10 月 12 日
文化庁次長決定
一部改正 平成 18 年 5 月 23 日
一部改正 平成 19 年 11 月 9 日
一部改正 平成 30 年 10 月 1 日

1. 目的

宗務行政を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、宗教法人制度の運用に関する諸課題及びその他関連する事項について調査研究を行う。

2. 実施方法

- (1) 調査研究を行うため、学識経験者及び宗務関係者等を協力者として委嘱する。
- (2) 協力者への委嘱期間は、委嘱をした日から当該年度末までとする。
- (3) 協力者で構成する会議を開催する。
- (4) 必要に応じ、協力者以外の関係者に対して協力を求めるほか、当該関係者の意見を聞くことができるものとする。

3. その他

この調査研究に関する庶務は、文化庁宗務課が行う。

(参考)

宗教法人制度の運用等に関する調査研究協力者会議委員名簿

令和6年2月15日現在

網 中 彰 子 (あみなか しょうこ)	日本基督教団横浜明星教会牧師
井 田 良 (いだ まこと)	中央大学法科大学院教授
内 田 恭 子 (うちだ きょうこ)	教派神道連合会理事、神道修成派社会部長
江 口 陽 一 (えぐち よういち)	(公財) 新日本宗教団体連合会常務理事
大 橋 真 由 美 (おおはし まゆみ)	上智大学法学部教授
北 居 功 (きたい いさお)	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
九 條 道 成 (くじょう みちなり)	明治神宮宮司
宍 戸 常 寿 (ししど じょうじ)	東京大学大学院法学政治学研究科教授
宍 野 史 生 (ししの ふみお)	(公財) 日本宗教連盟理事、教派神道連合会理事長
戸 松 義 晴 (とまつ よしはる)	(公財) 全日本仏教会理事
中 尾 史 峰 (なかお しほう)	築地本願寺宗務長
西 井 涼 子 (にしい りょうこ)	東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所教授
庭 野 光 代 (にわの みつよ)	立正佼成会次代会長、(公財) 新日本宗教団体連合会理事
廣 瀬 薫 (ひろせ かおる)	日本同盟基督教団牧師、恵泉女学園学園長
藤 原 聖 子 (ふじわら さとこ)	東京大学大学院人文社会系研究科教授
本 多 端 子 (ほんだ ただこ)	(公社) 全日本仏教婦人連盟理事、妙清寺責任役員
峰 ひ ろ み (みね ひろみ)	東京都立大学法科大学院教授
村 上 興 匡 (むらかみこうきょう)	大正大学文学部教授
村 田 守 広 (むらた もりひろ)	竹駒神社宮司

(五十音順)

宗教法人制度の運用等に関する調査研究
協力者会議の議事等の公開について

平成17年11月10日

宗教法人制度の運用等に関する調査研究協力者会議（以下「協力者会議」という。）の議事等の公開については、自由闊達な討議を確保するとともに、信教の自由に配慮するため、次のとおり取り扱うものとする。

1. 会議の公開

会議は、非公開とする。

2. 議事要旨の公開

議事要旨は、原則として、以下の方針により作成し、公開するものとする。

- (1) 議事要旨には、協力者会議の開催日時、場所、出席者、会議の概要を記載するものとする。
- (2) 議事要旨に記載する意見等は匿名とする。
- (3) 議事要旨には、議事の中で引用された個人名及び団体名は記載しないこととする。

3. 会議資料の公開

会議資料は、原則として公開するものとする。但し、協力者会議において非公開とすることが適当と認めるものについては、非公開とする。

4. その他

上記に掲げるもののほか、協力者会議の議事等の公開について必要な事項は、協力者会議で決定するものとする。

宗教法人制度の運用等に関する調査研究協力者会議
における発言内容等の取扱いについて（申合せ）

平成17年11月10日

宗教法人制度の運用等に関する調査研究協力者会議（以下「協力者会議」という。）における自由闊達な討議を確保するとともに、信教の自由に配慮するため、次の事項については公表を差し控えるものとする。

- （1）発言者名
- （2）発言内容における具体的な個人名及び団体名
- （3）発言者が非公表を希望するもの
- （4）協力者会議において非公開の必要性が高いと判断されるもの

宗教法人制度の運用等に関する調査研究
に関する情報管理について（申合せ）

令和4年10月25日

宗教法人制度の運用等に関する調査研究協力者会議の協力者は、調査研究の実施にあたり、以下の事項を厳守するものとする。

記

- 1 調査研究により知り得た秘密に関して、発表、公開、漏洩、利用しないこと。
- 2 協力者でなくなった後も、在任中と同様に、調査研究により知り得た秘密を発表、公開、漏洩、利用しないこと。

特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律に基づく指定宗教法人及び特別指定宗教法人の指定に関する運用の基準

令和6年 月 日
文部科学大臣決定

特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律（令和5年法律第89号。以下「特例法」という。）第7条及び第12条の規定に基づき文部科学大臣が行う指定宗教法人及び特別指定宗教法人の指定については、同法の趣旨を踏まえ、この基準の定めるところにより運用するものとする。

第一 指定宗教法人の指定（特例法第7条）

1. 対象となる法人について

- (1) 特例法第2条第1項に規定する対象宗教法人のうち、特例法第7条第1項第1号及び第2号の要件に該当するものを、指定宗教法人の指定の対象とする。

<用語の説明>

○ 「対象宗教法人」とは、宗教法人法（昭和26年法律第126号）第81条第1項の規定による解散命令の請求が行われ又は同項に規定する事件の手続が開始された宗教法人であって、当該請求又は当該手続の開始が次のいずれにも該当するもの¹に係るものをいう。

- 一 宗教法人法第81条第1項第1号に該当する事由があることを理由とするものであること。
- 二 所轄庁（宗教法人法第5条に規定する所轄庁をいう。以下同じ。）若しくは検察官による請求又は裁判所の職権による手続の開始であること。

【特例法第2条第1項】

2. 特例法第7条第1項第1号の要件について

- (1) 「特定不法行為等に係る被害者」関係²

- ① 「特定不法行為等に係る被害者」は、特定不法行為等に関し、法律上の権利（例えば損害賠償請求権など）を有する、又は有し得る者である。

1 当該請求が特例法の施行前に行われ、又は当該手続が特例法の施行前に開始された宗教法人についても、特例法の規定は適用される（特例法附則第3条第1項）。

2 法案提案者答弁（令和5年12月12日 参議院法務委員会）

「・・・この指定宗教法人の指定の要件として、被害者とございます。この被害者には、解散命令請求等に際しての調査で確認された被害者に限られず、例えば、その後に存在が把握された被害者を含まれるものであり、損害賠償等を、一、請求中の被害者や、二、今後請求を行うことを表明している被害者のみならず、三、請求等を行う意向がいまだ明確でない者もこの被害者となります。また、既に賠償等を受けた者についても、これが多数いる場合にはこのような被害者が存在することが推認されることとなります。」

- ② 「特定不法行為等に係る被害者」には、特定解散命令請求等の原因となった行為に係る被害者と、これらと同種の行為に係る被害者の双方が含まれ、特定解散命令請求等に当たり請求者等が認知した被害者（請求等事由の内容となった特定の事実・行為における被害者）に限らず、請求等の時点では把握されていなかった同種の行為による被害者も、その対象となる。
- ③ ①及び②に当たる者は、賠償請求等を行う意向が未だ明確でない者も含め、「特定不法行為等に係る被害者」に該当することとなる。

<用語の説明>

- 「特定不法行為等」とは、特定解散命令請求等の原因となった不法行為、契約申込み等の取消しの理由となる行為その他の行為及びこれらと同種の行為であって、対象宗教法人又はその信者その他の関係者によるものをいう。
【特例法第2条第2項】
- 「特定解散命令請求等」とは、宗教法人法第81条第1項の規定による解散命令の請求又は同項に規定する事件の着手の開始であって、次のいずれにも該当するものをいう。
 - 一 宗教法人法第81条第1項第1号に該当する事由があることを理由とするものであること。
 - 二 所轄庁若しくは検察官による請求又は裁判所の職権による着手の開始であること。
【特例法第2条第1項】
- 「契約申込み等」とは、対象宗教法人との契約の申込み若しくはその承諾の意思表示又は対象宗教法人に対する財産上の利益を供与する単独行為をする旨の意思表示をいう。
【特例法第2条第2項】

(2) 「相当多数存在すること」関係

「相当多数存在すること」について、どの程度の人数がいればこれに当たると認められるかは、特例法の趣旨を踏まえつつ、特定解散命令請求等に係る個々の事案に即して個別具体的に判断するが、一般的な事案では、数十人程度の被害者があれば、「相当多数存在する」に該当することとなる³。

(3) 「相当多数存在することが見込まれること」関係

- ① 「相当多数存在することが見込まれること」については、個々の被害者を特定して、それらが相当多数存在することを示す必要はなく、相当多数存在する可能性があれば足りる。

3 法案提案者答弁（令和5年12月7日 参議院法務委員会）

「相当多数という文言の解釈についてということだと思いますが、この相当多数につきましては、一定の数ですとか、あるいは宗教法人の規模などを具体的に規定することはしておりません。どの程度の人数であれば相当多数と認められるかは、特定解散命令請求等に係る個別の事案に即しつつ、所轄庁において適切に判断されるべきものということになります。

ただし、この相当多数という文言は消費者裁判手続特例法においても用いられているものでございまして、この本法の相当多数も消費者裁判手続特例法における共通義務確認の訴えの場合と同様に、一般的な事案では数十人程度の被害者があれば該当することになることが想定されると考えております。」

- ② 当該「見込み」についての判断は、例えば、行政機関等に寄せられた相談やその他の情報から、被害を訴える者が相当多数いる相応の可能性があることを確認する等により行う⁴。

3. 特例法第7条第1項第2号の要件について⁵

- (1) 特例法の趣旨⁶に鑑みれば、特定解散命令請求等がなされており、かつ、特定不法行為等に係る被害者が相当多数存在することが見込まれるような宗教法人であれば、一般的には、財産処分・管理の状況の把握の必要性が認められることとなり、第7条第1項第2号の要件に当たる。
- (2) 例えば、被害者により更なる賠償請求等が行われる見込みの程度、対象宗教法人における財産の内容・構成、過去の財産移転等の状況などいずれの面から見ても、対象宗教法人の財産状況への関心が生じる原因がないような状況にあると考えられる場合には、財産処分・管理の状況の把握の必要がないものとして、当該要件には当たらないこととなる。

4. 任意の質問について

所轄庁は、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条に定める意見陳述のための手続のほか、指定宗教法人の指定の要否の検討のために必要と認めるときは、対象宗教法人に対し、書面その他の適切な手段により任意の質問を行うことがある。

第二 特別指定宗教法人の指定（特例法第12条）

1. 指定の対象となる法人等について

4 法案提案者答弁（令和5年12月12日 参議院法務委員会）

「・・・被害者が相当多数と見込まれることについては、個々の被害者の存在までを特定する必要はなく、相当多数の被害者が存在する可能性があれば足りるものと考えております。具体的には、例えば、行政機関等に寄せられた相談やその他の情報から、被害を訴える者が相当多数いる相応の可能性あることを確認する等により、当該見込みについて判断すること等が想定されます。」

5 法案提案者答弁（令和5年12月1日 衆議院法務委員会）

「・・・こうした本法案の趣旨から、特定解散命令請求等がなされており、かつ、特定不法行為に係る被害者が相当多数存在することが見込まれるような宗教法人であれば、一般的には財産処分、管理の状況の把握の必要性が認められ、第7条第1項第2号に該当することとなると想定されております。例えば、被害者が、更なる賠償請求等が行われる見込みが全くない場合などには、状況把握の必要がないものとして当該要件には当たらないこととなると考えられます。」

6 法案提案者答弁（令和5年12月1日 衆議院法務委員会）

「・・・解散命令請求等がなされた法人は、解散命令を予期して財産隠匿などを行うおそれがあることから、本法案では、これら法人における財産処分、管理の状況の把握を可能とし、その透明化を図ることにより、財産隠匿等を抑止しつつ、個々の被害者が適時の民事保全等の対応を円滑に行えるようにしております。」

- (1) 特例法第2条第1項に規定する対象宗教法人のうち、同法第7条第1項各号に定める指定宗教法人の指定要件に加え、さらに同法第12条第1項第2号に定める要件に該当するものを、特別指定宗教法人の指定の対象とする。
- (2) 既に指定宗教法人の指定を受けたものが、さらに特別指定宗教法人の要件にも該当することとなった場合には、これを特別指定宗教法人に指定するほか、指定宗教法人の指定前の法人が、指定宗教法人と特別指定宗教法人の双方の要件に該当すると認められる場合には、当該法人について、指定宗教法人の指定を経ずに、特別指定宗教法人の指定を行う⁷。

2. 第12条第1項第1号の要件について

第一（指定宗教法人の指定）に定めるところにより取り扱う。

3. 第12条第1項第2号の要件について

- (1) 「当該対象宗教法人の財産の内容及び額、その財産の処分及び管理の状況その他の事情を考慮して」関係

① 第2号の要件については、

- ・ 当該対象宗教法人が保有する財産の内容及び額（例えば、固定資産と流動資産の比率の変動、正味財産等の額の推移など）
- ・ 当該対象宗教法人における財産の処分及び管理の状況（例えば、財産移転の状況など）
- ・ その他の事情（例えば、被害者からの請求等への対応状況など）

を考慮して、これに当たるかどうかの判断を行う。

- ② 宗教法人法又は特例法に基づき対象宗教法人から提出された財産目録等や通知された不動産の処分等の情報は、①の考慮のために活用する。その他必要な状況把握を行い、①の考慮を行う。

- (2) 「その財産の隠匿又は散逸のおそれがあること」関係⁸

- ① 「その財産の隠匿又は散逸のおそれがあること」については、対象宗教法人が現にその財産を隠匿し、又は散逸させているおそれがある場合、及びそれらの行為を行おうとしているおそれがある場合が、これに該当する。当該「おそ

7 指定宗教法人の指定を経ずに特別指定宗教法人の指定を受けたものについては、指定宗教法人の指定も受けたものとみなす（特例法第12条第2項）。

8 法案提案者答弁（令和5年12月12日 参議院法務委員会）

「・・・御指摘の財産の隠匿又は散逸のおそれがあると認められるには、法人の行為によって財産を隠匿し若しくは散逸させる行為が行われた又は行われることについて、一定の蓋然性が必要となるものと考えています。具体的には、対象宗教法人において、当該法人の保有財産を減少させる行為や海外へ移転する行為、不動産の現金化など財産の流動性を高める行為等が現に現れ又は行われようとしている場合には、当然蓋然性が認められ得るものと考えられ、所轄庁においてそれらの行為が財産の隠匿、散逸につながるものか等について検討の上判断することとなると思います。」

れ」があると認められるには、財産の隠匿等の処分が実際になされることまでの必要はないが、抽象的なおそれでは足りず、財産を隠匿し、又は散逸させる行為が行われた、又は行われることについて、一定の蓋然性があると認められることが必要である。

- ② 保有財産を減少させる行為や、海外へ移転する行為、財産の流動性を高める行為（例えば、不動産の金銭への換価など）などが、現に行われ、又は行われようとしている場合には、当該蓋然性が認められる場合に当たり得るものとして、第2号の要件への該否の検討を行う。
- ③ 財産の減少や移転、流動資産への換価等があった場合にも、直ちに「財産の隠匿又は散逸のおそれがある」との要件に該当するわけではなく、相当の理由がある財産の減少・移転、換価等であれば、当該「隠匿」「散逸」のおそれがあるものとの評価を受けるものではない（例えば、保有財産の総額が短期間に一定程度減少している場合であっても、当該減少について相当の理由があり、財産隠匿・散逸のおそれがないと認められるときは、指定の対象とならない）。
- ④ 当該「隠匿」「散逸」のおそれの有無の判断に当たっては、(1)の考慮事項（財産の内容・額、財産処分・管理の状況など）に係る変化の状況等を踏まえ、それらの状況について、「財産の隠匿又は散逸」の結果として生じたものではないか、あるいは今後の「財産の隠匿又は散逸」につながり得るものとならないか等を検討して、その判断を行う。

4. 任意の質問について

所轄庁は、行政手続法第13条に定める意見陳述のための手続のほか、特別指定宗教法人の指定の要否の検討のために必要と認めるときは、対象宗教法人に対し、書面その他の適切な手段により任意の質問を行うことがある。

パブリックコメント（意見公募手続）で寄せられた意見概要と 意見に対する考え方

特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律に基づく指定宗教法人及び特別指定宗教法人の指定に関する運用の基準案に関するパブリックコメント（意見公募手続）

1. 実施方法

（1）意見募集期間

令和6年1月4日（木）～令和6年2月3日（土）

（2）意見提出方法

インターネット上の意見募集フォーム、メール、郵送

2. 提出意見数

3,575件

3. 意見概要と意見に対する考え方

別紙のとおり

特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律特定不法行為等被害者特例法（特例法）に基づく指定宗教法人及び特別指定宗教法人の指定に関する運用の基準案に関するパブリックコメント

主なご意見概要とご意見に対する考え方

1. 全体を通じてのご意見

	主なご意見概要	ご意見に対する考え方
1	見込み、見込まれるといった文章が多く、被害者の定義が曖昧である。被害者だけでなく、特定団体の行いに関しても不確定な表現が多い。日本は法治国家であり、証拠が大事なはず。問題となっているからこそ、厳格な基準に基づき手順を通してほしい。	基準案については、指定の処分が恣意的なものとならないよう、特例法の立法趣旨を踏まえ、その運用の一般的な基準を可能な限り明確化したものです。 指定の判断に当たっては個別の事案に応じて具体的に検討すべき点も多く、基準段階での詳細な定めには限界もありますが、指定を行う場合には、行政手続法等に則り適正な手続を進め、処分の公正を期してまいります。
2	基準において、透明性を確保し、濫用を防ぐための明確なガイドラインを導入することが不可欠である。特に、宗教法人の指定においては、客観的かつ公正な基準に基づいた審査を実施し、恣意的な運用を排除することが求められる。	基準案については、指定の処分が恣意的なものとならないよう、特例法の立法趣旨を踏まえ、その運用の一般的な基準を可能な限り明確化したものです。 指定の判断に当たっては個別の事案に応じて具体的に検討すべき点も多く、基準段階での詳細な定めには限界もありますが、指定を行う場合には、行政手続法等に則り適正な手続を進め、処分の公正を期してまいります。

2. 指定宗教法人の指定（特例法第7条）に関するご意見

【特例法第7条第1項第1号の要件】

(1) 「特定不法行為等に係る被害者」の定義及び認定基準が曖昧であるとのことについて

① 「特定不法行為等」について、刑事事件になったものに限定すべきであるなどのご意見について

	主なご意見概要	ご意見に対する考え方
3	これまで解散請求に至った宗教法人は、いずれも教祖や教団幹部による刑事事件が前提であったことを踏まえると、刑法違反があったことを指定基準にする方が妥当と考える。	特例法においては、不法行為の内容を刑法違反等に限定することなく、「特定解散命令請求の原因となった不法行為、契約申込み等の取消の理由となる行為その他の行為及びこれらと同種の行為であって、対象宗教法人又はその信者その他の関係者によるもの」を「特定不法行為等」と定義しています。 このため、基準案においても、特例法の定義に基づき、特定不法行為の内容につき、刑事事件に限るなどの限定を加えることなく、「特定不法行為等」の基準を示しています。

<p>4 民法の不法行為に基づくものは消費者契約法に違反するものとして対応すべき。特定不法行為等のなかで、民法の不法行為に基づくものは排除し、刑事事件になったものについて対象にすべきである。</p>	<p>特例法においては、いずれの違法行為であるかを問わず、「特定解散命令請求の原因となった不法行為、契約申込み等の取消の理由となる行為その他の行為及びこれらと同種の行為であって、対象宗教法人又はその信者その他の関係者によるもの」を「特定不法行為等」と定義しています。</p> <p>このため、基準案においても、特例法の定義に基づき、特定不法行為の内容につき、刑事事件に限るなどの限定を加えることなく、「特定不法行為等」の基準を示しています。</p>
---	--

②被害者の定義、範囲が曖昧であるなどのご意見について

主なご意見概要	ご意見に対する考え方
<p>5 基準案のままでは、被害を訴える者は、全て被害者に該当することになりかねない。悪意を持ち、虚偽・架空の被害を訴えても被害者になる。第三者も含む可能性がある。</p>	<p>特例法に基づく指定宗教法人の指定は、裁判等により、被害者が特定不法行為等に関して法律上の権利を有することが確定する前に、その迅速かつ円滑な救済を図るべく行うものであることから、特定不法行為等に関し、法律上の権利を有し得る者も「被害者」に当たるとしたものです。指定宗教法人の指定に当たっては、所轄庁において、適切に判断してまいります。</p>
<p>6 「『特定不法行為等に係る被害者』は、特定不法行為等に関し、法律上の権利（例えば損害賠償請求権など）を有する、又は有し得る者である」とあるが、「有し得る者」の定義が曖昧過ぎる。当法律で利益を得る全ての国民が「有し得る者」と解釈されるおそれがある。何をもって「有し得る者」となるのかを明確に記述すべき。</p>	<p>基準はできるだけ明確であるべきですが、一方で、個別具体的な事案に対応する必要もあり、何をもって「有し得る者」となるのかを明確に記載するのは困難であると考えております。指定宗教法人の指定に当たっては、所轄庁において、適切に判断してまいります。</p>
<p>7 現時点で請求を行う意向がないものも特例法上の被害者に含めるのがおかしい。</p>	<p>本基準案では、「賠償請求等を行う意向が未だ明確でない者」も含め、被害者に該当するものとしており、賠償請求等を行う意向がない者を被害者に含めるものではありません。</p>
<p>8 被害者の定義があいまいであり、現時点での被害者なのか、それとも既に解決済み（和解済み）の被害者なのか明確でない。その結果、既に解決済みの被害者も含まれてしまうことで、被害者となる人たちが膨大に膨れ上がる懸念がある。</p>	<p>本基準案では、特定不法行為等に関し、法律上の権利を有する、又は有し得る者を特定不法行為等に係る被害者とするものとしており、既に損害賠償金等が全額支払われるなどして法律上の権利を有しなくなった者を含めるものではありません。</p>

<p>9 「被害者」の定義に、問題ありと考える。「賠償請求等を行う意向が未だ明確でない者も含め」となっており、これだと極端に言うと全国民が対象になりえる。</p>	<p>本基準案の「被害者」は、特定不法行為等に関し、法律上の権利を有する、又は有し得る者であることを前提としており、例えば、特定不法行為等とは無関係に賠償請求等を行う意向を有する者等を「被害者」とするものではなく、全国民を対象とするものでもありません。</p> <p>また、本基準案においては、特例法が当該宗教法人から特例不法行為等を受けた各被害者の迅速かつ円滑な救済に資することを目的としていることから、「被害者」の認定に当たって、現時点で賠償請求等を行う意向が未だ明確でない者を排除するのは相当ではないとの考えから定めたものです。</p>
<p>10 被害者の親族が請求を行っているものが多数ある。本人からの請求でない場合は、被害者に含めるべきではない。</p>	<p>「特定不法行為等に係る被害」は、「特定不法行為等」の対象となった者に対してだけ生じるものではなく、その家族にも生じる場合もあるので、家族を排除することはしていません。</p>
<p>11 被害者について、権利を有し得る者という表現があるが、曖昧でわからない。もう少し具体的に表してほしい。</p>	<p>特定解散命令請求等の原因となった不法行為、契約申込み等の取消しの理由となる行為その他の行為又はこれらと同種の行為により、損害賠償等の法律上の権利を有する可能性がある者が想定されています。</p>
<p>12 何年前まで遡っての被害のことを想定しているのか。除斥期間が経過し、既に債権が存在しない者は「特定不法行為等に係る被害者」でないとしないと取捨がつかなくなる。少なくとも民法の基準を超えるのは法を濫用している。</p>	<p>本基準案の「被害者」は法律上の権利を有し、又は有し得る者としており、御指摘の意見は、指定宗教法人の指定に際し、参考とさせていただきます。</p>
<p>13 「被害者」について、法律上の権利を「有し得る者」を含めることに賛成である。民事訴訟で権利が確定しない場合は「被害者」と言えないとした場合、確定に年単位の期間がかかり、解散命令までに指定を行えなくなってしまう。法律上の権利を有し得る者であれば、対象宗教法人の財産に関心を寄せ、財産状況によっては民事保全等の手続きを講ずることとなるため、権利を「有し得る者」も、指定に当たっては「被害者」として扱うべき。</p>	<p>本基準案の「被害者」は法律上の権利を有し、又は有し得る者としており、御指摘の意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>14 賠償請求等を行う意向が未確定の者も「被害者」に該当することとするに賛成である。将来において賠償請求等を行う可能性がある以上、このような被害者の存在も含めて、指定宗教法人への指定を検討する必要がある。</p>	<p>本基準案の「被害者」は法律上の権利を有し、又は有し得る者としており、御指摘の意見は、指定宗教法人の指定に際し、参考とさせていただきます。</p>

③特例法第2条第1項第2号所定の「これらと同種の行為」についての意見について

	主なご意見概要	ご意見に対する考え方
15	「これらと同種の行為に係る被害者」の定義が曖昧であり拡大解釈を生む素地となりかねない。「同種」とはどのようなことを言うのか明確にしてほしい。	同種の行為とは、特定解散命令請求等の原因となった行為等と同種の行為です。基準はできるだけ明確であるべきですが、一方で、個別具体的な事案に対応する必要もあり、何をもって「同種の行為」となるのかを明確に記載するのは困難であると考えております。指定宗教法人の指定に当たっては、所轄庁において、適切に判断してまいります。
16	「同種の行為」に係る被害者も「被害者」に含まれることに賛成である。解散命令請求の審理を迅速に進めるため、所轄庁等の請求者が、全ての行為を請求の原因として取り上げないことも想定されるが、取り上げられなかった「同種の行為」の被害者も、損害賠償請求権等の法律上の権利を有し得ることには何ら変わりはない。組織的、継続的に特定不法行為等が行われていた場合には、潜在的な被害者が相当多数存在することが推認され、指定宗教法人の指定がなされなければ、潜在的被害者を救済できない。	御指摘の意見は、指定宗教法人の指定に際し、参考とさせていただきます。

(2)被害者を認定する際の基準が曖昧であるところのご意見について

	主なご意見概要	ご意見に対する考え方
17	「被害者」かどうかをどのように特定するのか？	特例法は、「特定不法行為等に係る被害者が相当多数存在することが見込まれること」等の要件を満たした場合に当該対象宗教法人を指定宗教法人として指定することができますとするもので、個々の被害者を特定することは要求していません。
18	被害者といわれる方の実態確認がどのようにされているのか。	指定宗教法人の指定に当たっては、所轄庁において、適切に判断してまいります。
19	そもそも被害がどのように認定されるのか、被害の認定基準がわからない。何を以って被害というのか。	ここでの「被害者」とは、特定解散命令請求等の原因となった行為に係る被害者と、これらと同種の行為に係る被害者の双方が含まれます。

(3)被害者が「相当多数存在すると見込まれること」（特例法第7条第1項第1号）の認定基準が曖昧であるところのご意見について

①「相当多数」に当たる人数がいまいとのご意見について

	主なご意見概要	ご意見に対する考え方
20	どの程度の人数があれば「相当多数」と認められるかについて、「個別具体的に判断する」とされているが、誰が、どのような基準で判断するのが明記されていない。所轄庁等は癒着のおそれがあり、客観的に判断できる能力がないので、「対象宗教法人と無関係である人・機関（第三者）」が、客観的に判断するものとして、その旨を基準に加えるべき。	特例法は、「所轄庁は、対象宗教法人が次のいずれにも該当すると認めるときは、当該宗教法人を指定宗教法人として指定することができる」と定めており、「被害者が相当多数存在すると見込まれること」との要件も、所轄庁において判断することとされています。

21	<p>「一般的な事案では、数十人程度の被害者があれば、『相当多数存在する』に該当することとなる」とあるが、一般常識的に「数十人」を相当多数とは言わないと思う。</p>	<p>「相当多数」との文言は消費者裁判手続特例法においても用いられており、同法の運用では「相当多数」について「一般的な事案では数十人程度の被害者があれば該当することになる」とされています。これを参考にしつつ、本基準案においても、個々の事案に即して個別具体的に判断するとした上で、一般的な事案では、数十人程度の被害者があれば、「相当多数存在する」に該当することとなるとしたものです。</p>
22	<p>「相当多数」を「数十人程度」とした客観的な根拠を示すべき。基準案のままでは、世界平和統一家庭連合に当てはまる数字を後付けで決めていると言われても仕方がない。</p>	<p>「相当多数」との文言は消費者裁判手続特例法においても用いられており、同法の運用では「相当多数」について「一般的な事案では数十人程度の被害者があれば該当することになる」とされています。これを参考にしつつ、本基準案においても、個々の事案に即して個別具体的に判断するとした上で、一般的な事案では、数十人程度の被害者があれば、「相当多数存在する」に該当することとなるとしたものです。</p>
23	<p>「相談やその他の情報」から判断してよいとなると、例えば、該当団体に敵意を持ったものが、被害者を偽装して、相談や情報を数十出しただけで、指定宗教法人に指定されてしまうのではないか。</p>	<p>特例法は、「所轄庁は、対象宗教法人が次のいずれにも該当すると認めるときは、当該宗教法人を指定宗教法人として指定することができる」と定めており、指定宗教法人の指定に当たっては、「被害者が相当多数存在すると見込まれること」との要件も、所轄庁において、適切に判断してまいります。</p>
24	<p>「一般的な事案では、数十人程度の被害者があれば相当多数存在する」に該当するものとするに賛成である。もっとも、個々の被害者の損害額が大きい場合には、より少ない人数でも「相当多数存在する」と評価すべきである。</p>	<p>「相当多数」との文言は消費者裁判手続特例法においても用いられており、同法の運用では「相当多数」について「一般的な事案では数十人程度の被害者があれば該当することになる」とされています。これを参考にしつつ、本基準案においても、個々の事案に即して個別具体的に判断するとした上で、一般的な事案では、数十人程度の被害者があれば、「相当多数存在する」に該当することとなるとしたものです。御指摘の意見は、指定宗教法人の指定に際し、参考とさせていただきます。</p>

②被害者が相当多数存在する「見込み」の判断基準が曖昧とのご意見について

	主なご意見概要	ご意見に対する考え方
25	<p>「見込まれる」については曖昧な可能性でなく、例えば「具体的に訴訟として取り扱われている数の2倍を想定して見込む」、「該当宗教法人が敗訴となった件数の4倍を見込む」といった具体的な数字が必要と考える。</p>	<p>特例法に基づく指定宗教法人の指定は、裁判等により、被害者が特定不法行為等に関して法律上の権利を有することが確定する前に、その迅速かつ円滑な救済を図るべく行うものであることから、「見込まれる」の範囲を限定するのは相当ではないと考えております。指定宗教法人の指定に当たっては、所轄庁において、適切に判断してまいります。</p>

26	<p>相当多数存在する「見込み」の判断について、基準では、被害者の特定よりも可能性に重きを置く表現ととれ誤解を生じさせる。明確な基準をつくるべき。</p> <p>基準はできるだけ明確であるべきですが、一方で、個別具体的な事案に対応する必要もあり、どのような場合に「見込まれる」といえるのかを明確に記載するのは困難であると考えております。指定宗教法人の指定に当たっては、所轄庁において、適切に判断してまいります。</p>
27	<p>「見込み」について、行政機関等への相談等の情報から、被害を訴える者が相当多数いる相応の可能性を確認すれば足りるものとするに賛成である。様々な要因で容易に損害賠償請求等をできない被害者も相当高い割合で存在しており、行政等への相談状況など多角的な視点から被害実態を把握する必要がある。</p> <p>御指摘の意見は、指定宗教法人の指定に際し、参考とさせていただきます。</p>

【特例法第7条第1項第2号の要件】

**(4)「対象行為の財産処分及び管理の状況を把握する必要があること」の判断基準が曖昧である
とのご意見について**

	主なご意見概要	ご意見に対する考え方
28	<p>「第7条第1項第2号の要件」の判断基準が形骸化している。「特例法の趣旨に鑑みれば、特定解散命令請求等がなされており、かつ、特定不法行為等に係る被害者が相当多数存在することが見込まれるような宗教法人であれば、一般的には、財産処分・管理の状況の把握の必要性が認められることとなる」ということは、同2号を独立して判断していない。「財産状況への関心が生じる原因がないような状況にあると考えられる場合」は要件に当たらないと、例外的に判断しているが、どのような根拠に基づいて判断するのか不明である。要件に該当しないものを例外的に判断するのではなく、むしろ「どのような場合、根拠によって要件を満たす」と基準を定めるのが自然である。</p> <p>「財産処分・管理の状況の把握の必要性が認められる」とはどのような場合か、客観的な根拠に基づいて判断されるべきである。指定宗教法人に対しては財産権等の制限等が行われるものであり、形骸化した判断基準による恣意的な運用ができてはならない。したがって「財産処分・管理の状況の把握の必要性が認められる」と判断するときの根拠を客観的に示して定義するべきである。</p>	<p>特例法に基づく指定宗教法人としての指定制度は、解散命令請求等がなされた宗教法人の財産把握の必要性に基づき運用されるものと考えられるところ、特定解散命令請求等がなされており、かつ、特定不法行為等に係る被害者が相当多数存在することが見込まれるにもかかわらず、当該対象宗教法人の財産の処分及び管理の状況を把握する必要性が否定される場合は、限定的だと考えられます。そこで、本基準案においては、特定解散命令請求等がなされており、かつ、特定不法行為等に係る被害者が相当多数存在することが見込まれるような宗教法人であれば、一般的には、財産処分・管理の状況の把握の必要性が認められることとなるとする一方、対象宗教法人の財産状況への関心が生じる原因がないような状況にあると考えられる場合には、財産処分・管理の状況の把握の必要がないものとしたものです。</p> <p>指定宗教法人の指定に当たっては、所轄庁において、適切に判断してまいります。</p>

29	<p>指定宗教法人の指定について、「当該対象宗教法人の財産の処分及び管理の状況を把握する必要があること」（特例法第7条第1項第2号）の定義が不明確である。運用基準案では、特例法第7条第1項第1号の要件を繰り返しているだけで、第2号としては何も規定していないのと等しい結果となる。特例法第7条第1項第1号とは異なる視点で、なぜ「財産の処分及び管理の状況を把握する必要」があるのか、即ち把握しなければ著しい損害が発生する緊急かつ必要な措置であることの原因が、何も規定されていない。このような空文的な運用基準案は、もはや「基準」とは言い難く、今後同様の事案が提起された時に、宗教法人の私有財産権、ひいては信教の自由を侵害する悪例を残すことになる。まずは、なぜ財産把握の必要性があるのか、客観的な理由を示すべきと考える。</p>	<p>特例法は、特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資することを目的としており、この目的に照らせば、特定解散命令等がなされており、かつ、特定不法行為等に係る被害者が相当多数存在することが見込まれるような宗教法人であれば、一般的には、財産処分・管理の状況の把握の必要性が認められることとなります。その判断については、個別具体的な事案に対応する必要もあり、基準として明確に記載するのは困難であると考えております。</p> <p>指定宗教法人の指定に当たっては、所轄庁において、適切に判断してまいります。</p>
30	<p>「対象宗教法人の財産状況への関心が生じる原因がないような状況」とはどのような状況かを、基準上で明らかにすべき。</p>	<p>特例法は、特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資することを目的としており、この目的に照らせば、特定解散命令等がなされており、かつ、特定不法行為等に係る被害者が相当多数存在することが見込まれるような宗教法人であれば、一般的には、財産処分・管理の状況の把握の必要性が認められることとなります。その判断については、個別具体的な事案に対応する必要もあり、基準として明確に記載するのは困難であると考えております。</p> <p>指定宗教法人の指定に当たっては、所轄庁において、適切に判断してまいります。</p>
31	<p>特定解散命令請求等がなされ、かつ、被害者が相当多数存在することが見込まれる場合には、一般的に財産処分・管理状況の把握が必要であるとする基準案に賛成である。そのような場合には、財産隠匿行為が行われる危険性が高く、かつ、財産保全の必要性も高い以上、把握が必要不可欠である。</p>	<p>御指摘の意見は、指定宗教法人の指定に際し、参考とさせていただきます。</p>
32	<p>いずれの面から見ても、対象宗教法人の財産状況への関心が生じる原因がないような状況にある場合には、特例法第7条第1項第2号の要件に該当しないとされている。しかしながら、組織的、継続的に特定不法行為等が行われている場合には潜在的被害者が多数存在することとなり、被害者により更なる賠償請求等が行われる見込みの有無や程度については、慎重に検討する必要がある、安易に更なる賠償請求等が行われる見込みがないと判断することは許されない。</p>	<p>特例法は、特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資することを目的としており、この目的に照らせば、特定解散命令等がなされており、かつ、特定不法行為等に係る被害者が相当多数存在することが見込まれるような宗教法人であれば、一般的には、財産処分・管理の状況の把握の必要性が認められることとなります。その判断については、個別具体的な事案に対応する必要もあり、所轄庁において、適切に判断してまいります。</p>

3. 特別指定宗教法人の指定（特例法第12条）に関するご意見

【特例法第12条第1項第2号の要件】

主なご意見概要	ご意見に対する考え方
<p>33 「財産の隠匿・散逸のおそれがあること」とは具体的にどういうことを指すのか不明である。固定資産と流動資産の比率の変動や、財産移転の状況が具体的にどういう状況であった場合に該当するのかを明確にされたい。</p>	<p>「財産の隠匿・散逸のおそれ」については、当該対象法人が保有する財産の内容及び額、当該宗教法人における財産の処分、管理状況、その他被害者からの請求等への対応状況等を総合して判断することとなりますが、個別具体的な事案に対応する必要もあり、その詳細を明確に記載するのは困難であると考えております。もっとも、基準案では、当該「おそれ」が認められるには、抽象的なおそれでは足りず、財産を隠匿し、又は散逸させる行為が行われた、又は行われることについて、一定の蓋然性があると認められることを必要としており、所轄庁において、当該法人の財産状況を踏まえ、適切に判断していくこととなります。</p>
<p>34 「保有財産を減少させる行為や、海外へ移転する行為、財産の流動性を高める行為が、現に行われ、又は行われようとしている場合」には、財産隠匿・散逸の蓋然性が認められ得るとしているが、具体的な判断基準は全く示されていない。これでは、少しでも財産を処分するなどの財産権行使を行えば、直ちに特別指定宗教法人に指定することが可能となってしまう、信教の自由を侵害するおそれのある規定である。</p>	<p>「財産の隠匿・散逸のおそれ」については、当該対象法人が保有する財産の内容及び額、当該宗教法人における財産の処分、管理状況、その他被害者からの請求等への対応状況等を総合して判断することとなりますが、個別具体的な事案に対応する必要もあり、その詳細を明確に記載するのは困難であると考えております。もっとも、基準案では、当該「おそれ」が認められるには、抽象的なおそれでは足りず、財産を隠匿し、又は散逸させる行為が行われた、又は行われることについて、一定の蓋然性があると認められることを必要としていることから、当該宗教法人が海外送金等を行った場合でも、所轄庁において、その目的、額、態様等に加え、当該法人の財産状況を踏まえ、適切に判断していくこととなります。</p>
<p>35 「一定の蓋然性」とは、その程度が不明である。単なる蓋然性と異なるのであればその意味を明確にすべきである。もっとも、信教の自由の重要性及び特例法の効果の強力を踏まえれば、「一定の蓋然性」とあるのは「蓋然性」に修正するのが相当である。</p>	<p>「財産の隠匿・散逸のおそれ」については、当該対象法人が保有する財産の内容及び額、当該宗教法人における財産の処分、管理状況、その他被害者からの請求等への対応状況等を総合して判断することとなります。基準案では、当該「おそれ」が認められるには、抽象的なおそれでは足りず、財産を隠匿し、又は散逸させる行為が行われた、又は行われることについて、一定の蓋然性があると認められることを必要としておりますが、これは立法時の議論を踏まえ、基準案に盛り込んだものです。いずれにしても、所轄庁において、当該法人の財産状況を踏まえ、適切に判断していくこととなります。</p>

<p>36 資産の海外移転について、国際的な宗教団体では、海外宣教の為に資産が海外に動くのは当然の事であり、このことは立派な宗教行為である。この宗教行為を「資産の海外移転」ととらえるのは、信教の自由に抵触するのではないか。</p>	<p>「財産の隠匿・散逸のおそれ」については、当該対象法人が保有する財産の内容及び額、当該宗教法人における財産の処分、管理状況、その他被害者からの請求等への対応状況等を総合して判断することとなりますが、個別具体的な事案に対応する必要もあり、その詳細を明確に記載するのは困難であると考えております。もっとも、基準案では、当該「おそれ」が認められるには、抽象的なおそれでは足りず、財産を隠匿し、又は散逸させる行為が行われた、又は行われることについて、一定の蓋然性があると認められることを必要としていることから、当該宗教法人が海外送金を行った場合でも、所轄庁において、その目的、額、態様等に加え、当該法人の財産状況を踏まえ、適切に判断していくこととなります。</p>
<p>37 財産隠匿・散逸の「おそれ」について、実際に財産の隠匿等の処分がなされることまで必要としないことに賛成である。ただし、財産の隠匿等の処分について、抽象的なおそれでは足りず、一定の蓋然性が必要とされている点については、解散命令請求が行われている場合には財産隠匿等のおそれが一般的に高いこと等や、当該対象宗教法人における過去の財産処分・管理状況等に係る事情を十分考慮して蓋然性を判断しなければならないと考えられ、この点も明記すべきである。</p>	<p>「財産の隠匿・散逸のおそれ」については、当該対象法人が保有する財産の内容及び額、当該宗教法人における財産の処分、管理状況、その他被害者からの請求等への対応状況等を総合し、財産の隠匿・散逸のおそれにつき、一定の蓋然性があるかどうかを判断していくこととなるため、個別具体的な事案に対応する必要もあり、その詳細を明確に記載するのは困難であると考えております。指定宗教法人の指定に際し、参考とさせていただきます。</p>
<p>38 財産隠匿・散逸の「おそれ」として、具体的なおそれないし高度の蓋然性まで必要とものことになれば、特別指定宗教法人の指定が容易でなくなり、「被害者の迅速・円滑な救済に資する」特例法の趣旨が没却される。基準案から「抽象的なおそれでは足りず」を削除し、末尾に「ただし、本特例法の趣旨に照らし、具体的なおそれないし高度の蓋然性までは必要ない」などと明記すべき。</p>	<p>「財産の隠匿・散逸のおそれ」については、当該対象法人が保有する財産の内容及び額、当該宗教法人における財産の処分、管理状況、その他被害者からの請求等への対応状況等を総合して判断することとなります。基準案では、当該「おそれ」が認められるには、抽象的なおそれでは足りず、財産を隠匿し、又は散逸させる行為が行われた、又は行われることについて、一定の蓋然性があると認められることを必要としておりますが、これは立法時の議論を踏まえ、基準案に盛り込んだものです。いずれにしても、所轄庁において、当該法人の財産状況を踏まえ、適切に判断していくこととなります。</p>
<p>39 財産の減少・移転、流動資産への換価等があった場合でも相当の理由があれば「隠匿・散逸のおそれ」と評価されないこと自体に反対ではない。ただし、相当の理由が存在するかについては、当該宗教法人の過去の活動実績等から当該財産処分行為の必要性を厳格に審査して判断しなければならず、この点も明記すべき。</p>	<p>「財産の隠匿・散逸のおそれ」については、当該対象法人が保有する財産の内容及び額、当該宗教法人における財産の処分、管理状況、その他被害者からの請求等への対応状況等を総合し、財産の隠匿・散逸のおそれにつき、一定の蓋然性があるかどうかを判断していくこととなります。御指摘の意見は、指定宗教法人の指定に際し、参考とさせていただきます。</p>

4. 所轄庁が要件判断することが相当ではないとのご意見

	主なご意見概要	ご意見に対する考え方
40	<p>特定被害者認定について、個々の被害者を認定しなくてもよいというのは、予想の下に動く危険がある。制限等をかける以上しっかり認定する必要がある。被害者を認定するのも裁判所であり、専門外の所轄庁が行うのは、権力の乱用、誤りが起きやすく危険である。専門家である裁判所が判断すべき。</p>	<p>特例法は、特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資することを目的とし、所轄庁において、特例法第7条に基づく指定及び同法第12条に基づく特別指定を行うこととしているため、上記各指定に当たり、裁判所がその要件について判断することは想定されておらず、また、第7条に基づく指定に当たっても個々の被害者と特定することは、要求しておりません。</p> <p>上記各指定に当たっては、所轄庁が、適切に判断していくこととなります。</p>
41	<p>被害者の認定をどのように行うのか。司法関係者等を含めた第三者委員会をつくって検討することが必要ではないか。</p>	<p>特例法は、特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資することを目的とし、所轄庁において、特例法第7条に基づく指定及び同法第13条に基づく特別指定を行うこととしているため、上記各指定に当たり、第三者委員会がその要件について判断することは想定されておりません。第7条に基づく指定に当たっても個々の被害者と特定することは、要求しておりません。</p> <p>上記各指定に当たっては、所轄庁が、適切に判断していくこととなります。</p>

5. その他

	主なご意見概要	ご意見に対する考え方
42	<p>財産目録等の閲覧により知り得た情報を目的外に使用等してはならない旨を定めた特例法第13条第2項の規定には、罰則がない。個人情報保護法第185条のような罰則規定を、基準案において、省令の扱いで設けるべき。</p>	<p>罪刑法定主義の観点から、刑罰を定める場合には、法律により定める必要があり、御指摘のような罰則規定を本基準において定めることはできません。</p>
43	<p>指定宗教法人及び特別指定宗教法人の決定に係る、宗教法人審議会の議事録を公開すべきです。信教の自由に関する審議をするからこそ宗教法人審議会が開催されるのであり、その審議内容の中立性、公平性を担保するためには、原則通り議事録を公開するべき。運用基準案には、これらの宗教法人審議会の議事録を公開する旨を記載した条項を追加するべき。</p>	<p>宗教法人審議会の議事の公開に関する取扱いについては、宗教法人審議会においてお決めいただくべきものであり、基準案でこれを定めることとはしていません。</p>
44	<p>いわゆる被害者と名乗る人たちからだけの一方的な情報に頼るのではなく、加害者のようにいわれられている側の言い分にも耳を傾けることで、初めて公平性が担保されるのではないか。</p>	<p>本基準案では、行政手続法に定める意見陳述のための手続を行うと定めており、対象宗教法人に反論の機会は与えられます。</p> <p>さらに、指定を行うに当たっては、特例法に基づき、宗教法人審議会の意見を聞いた上で、決定することとなります。</p>

<p>45 基準案には、宗教法人側に反論反証の機会がない。宗教団体から意見を聴取する機会を設けるなど、意見聴取のプロセスを公開し、多様な視点からの意見を平等に考慮すべき。それらの意見を公開の上で判断を下すなど、公平性と客観性、透明性を担保する必要がある。</p>	<p>本基準案では、行政手続法に定める意見陳述のための手続を行うと定めており、対象宗教法人に反論の機会は与えられます。</p>
<p>46 一方の当事者である世界平和統一家庭連合の疑問・反問を提示する道が一切塞がれており、一方的な主張に影響されて、教団側に不利な運用が恣意的に行われるおそれ大きい。</p>	<p>本基準案では、行政手続法に定める意見陳述のための手続を行うと定めており、対象宗教法人に反論の機会は与えられます。また、特例法の運用については、基準案につき、意見公募手続を行っている上、指定を行うに当たっては、特例法に基づき、宗教法人審議会の意見を聞いた上で、決定することとなり、恣意的な運用とならないような方策が講じられています。</p>

- ※ なお、上記のような指定基準案に対する直接のご意見のほかにも、
- ・ 特例法の制定プロセスや内容、制度そのものに問題があるとするご意見
 - ・ 旧統一教会に対して行われた解散命令請求が不当であるとするご意見
 - ・ 旧統一教会に対する指定は行うべきでないとするご意見や、この基準の下に迅速な対応を期待する旨のご意見など、
- 様々なご意見を数多くいただきました。

特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律 概要 修正部分に下線

【令和5年12月20日公布・12月30日施行(法テラスの業務の特例を除く)】

趣旨 (第1条)

特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するため、①日本司法支援センター(以下「法テラス」)の業務の特例、②宗教法人による財産の処分・管理の特例を定める〔3年間の時限立法(附則第5条)〕。

定義 (第2条)

1 対象宗教法人

解散命令の請求が行われ又は事件の手続が開始された宗教法人であって、次の要件に該当するもの

- ① 当該手続の開始に係る請求等が「法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をしたこと」といった公益侵害を理由とするものであること。
- ② 当該手続が、公的機関(所轄庁・検察官による請求又は裁判所の職権)により開始されたものであること。

2 特定不法行為等

解散命令請求等の原因となった不法行為、契約申込み等の取消しの理由となる行為その他の行為及びこれらと同種の行為であって、対象宗教法人又はその信者等によるもの

法テラスの業務の特例 (第2章)

1 本件特例の対象となる被害者

特定不法行為等に係る被害者

2 特例の内容

- ① 被害者の資力を問わずに援助すること。
- ② 費用の償還・支払を一定期間猶予すること。
- ③ 償還等を免除できる範囲を通常より拡大することとし、その範囲を具体的に規定すること。

宗教法人による財産の処分・管理の特例 (第3章)

1 財産の処分及び管理の特例 (第7条～第11条)

(1) 本件特例の対象となる宗教法人【=指定宗教法人】

対象宗教法人のうち、次の要件に該当すると認めるものについて、指定する(※)。

- ① 被害者が相当多数と見込まれること。
- ② 所轄庁として、財産処分・管理の状況を把握する必要があること。

(2) 特例の内容(宗教法人法23条～25条の特例)

- ① 指定宗教法人は、不動産の処分・担保の提供の少なくとも一月前に、所轄庁に通知すること。
- ② 通知を受けた所轄庁は、速やかにその通知に係る要旨を公告すること。
- ③ 通知をせずになされた不動産の処分・担保の提供は、無効とすること。
- ④ 指定された日の属する四半期以降、四半期ごとに財務書類(財産目録・収支計算書・貸借対照表)を作成して、その写しを所轄庁に提出すること(通常は、1年ごとの作成・提出)。

2 財産目録等の閲覧の特例 (第12条・第13条)

(1) 本件特例の対象となる宗教法人【=特別指定宗教法人】(指定宗教法人の指定を経ない指定も可)

対象宗教法人のうち、次の要件に該当すると認めるものについて、指定する(※)。

- ① 指定宗教法人の要件に該当すること。
- ② 財産の内容・額、財産の処分・管理の状況等を考慮して、財産の隠匿・散逸のおそれがあること。

(2) 特例の内容(宗教法人法25条の特例)

所轄庁は、提出された財務書類の写しを、被害者に対して閲覧させること。

(※) 指定宗教法人・特別指定宗教法人の指定に当たっては、あらかじめ宗教法人審議会の意見を聴くこと。

施行期日等 (附則)

- 公布の日から10日を経過した日から施行。ただし、法テラスの業務の特例は、公布の日から3月以内に施行。
- 施行後3年を目途として、この法律の延長及び財産保全の在り方を含め検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて法制上の措置その他所要の措置を講ずるものとする。

《関係条文（指定宗教法人及び特別指定宗教法人の指定要件等）》

○特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律（令和五年法律第八十九号）

（定義）

第二条 この法律において「対象宗教法人」とは、宗教法人法第八十一条第一項の規定による解散命令の請求が行われ又は同項に規定する事件の手続が開始された宗教法人であつて、当該請求又は当該手続の開始が次のいずれにも該当するもの（以下「特定解散命令請求等」という。）に係るものをいう。

- 一 宗教法人法第八十一条第一項第一号に該当する事由があることを理由とするものであること。
- 二 所轄庁（宗教法人法第五条に規定する所轄庁をいう。以下同じ。）若しくは検察官による請求又は裁判所の職権による手続の開始であること。

2 この法律において「特定不法行為等」とは、特定解散命令請求等の原因となった不法行為、契約申込み等（対象宗教法人との契約の申込み若しくはその承諾の意思表示又は対象宗教法人に対する財産上の利益を供与する単独行為をする旨の意思表示をいう。）の取消しの理由となる行為その他の行為及びこれらと同種の行為であつて、対象宗教法人又はその信者その他の関係者によるものをいう。

（指定宗教法人の指定）

第七条 所轄庁は、対象宗教法人が次のいずれにも該当すると認めるときは、当該対象宗教法人を指定宗教法人として指定することができる。

- 一 当該対象宗教法人に係る特定不法行為等に係る被害者が相当多数存在することが見込まれること。
- 二 当該対象宗教法人の財産の処分及び管理の状況を把握する必要があること。

2～6 （略）

（特別指定宗教法人の指定等）

第十二条 所轄庁は、対象宗教法人が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該対象宗教法人を特別指定宗教法人として指定することができる。

- 一 第七条第一項各号のいずれにも該当すること。
- 二 当該対象宗教法人の財産の内容及び額、その財産の処分及び管理の状況その他の事情を考慮して、当該対象宗教法人について、その財産の隠匿又は散逸のおそれがあること。

2 前項の規定により対象宗教法人が特別指定宗教法人として指定されたときは、当該対象宗教法人（当該指定を受けた時において既に指定宗教法人の指定を受けているものを除く。）は、指定宗教法人の指定を受けたものとみなす。

3～5 （略）

特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 支援センターの業務の特例（第三条―第五条）

第三章 宗教法人による財産の処分及び管理の特例

第一節 解釈規定（第六条）

第二節 指定宗教法人による財産の処分及び管理の特例（第七条―十一条）

第三節 特別指定宗教法人の財産目録等の閲覧の特例（第十二条・第十三条）

第四節 補則（第十四条―第十七条）

第五節 罰則（第十八条）

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、現下の宗教法人（宗教法人法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第四条第二項に規定する宗教法人をいう。以下同じ。）をめぐる状況に鑑み、特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するため、綜合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）の業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「対象宗教法人」とは、宗教法人法第八十一条第一項の規定による解散命令の請求が行われ又は同項に規定する事件の手続が開始された宗教法人であつて、当該請求又は当該手続の開始が次のいずれにも該当するもの（以下「特定解散命令請求等」という。）に係るものをいう。

- 一 宗教法人法第八十一条第一項第一号に該当する事由があることを理由とするものであること。
- 二 所轄庁（宗教法人法第五条に規定する所轄庁をいう。以下同じ。）若しくは検察官による請求又は裁判所の職権による手続の開始であること。

2 この法律において「特定不法行為等」とは、特定解散命令請求等の原因となった不法行為、契約申込み等（対象宗教法人との契約の申込み若しくはその承諾の意思表示又は対象宗教法人に対する財産上の利益を供与する単独行為をする旨の意思表示をいう。）の取消しの理由となる行為その他の行為及びこれらと同種の行為であつて、対象宗教法人又はその信者その他の関係者によるものをいう。

第二章 支援センターの業務の特例

（支援センターの業務の特例）

第三条 支援センターは、総合法律支援法第三十条に規定する業務のほか、次に掲げる業務（以下「特定被害者法律援助事業」という。）を行う。

- 一 特定被害者（特定不法行為等に係る被害者であつて、国民又は我が国に住所を有し適法に在留する者をいう。以下この条において同じ。）をその資力の状況にかかわらず援助する次に掲げる業務
- イ 特定不法行為等に関する民事事件手続（裁判所における民事訴訟手続、民事調停手続、民事保全手続、強制執行手続その他の民事事件に関する手続をいう。以下この号において同じ。）であつて、特定被害者を当事者とするもの（ハ及び第四項において「特定被害者に係る民事事件手続」という。）

の準備及び追行（民事事件手続に先立つ和解の交渉で特に必要と認められるものを含む。同項において同じ。）のため代理人に支払うべき報酬及びその代理人が行う事務の処理に必要な実費の立替えをすること。

ロ イに規定する立替えに代え、イに規定する報酬及び実費に相当する額を支援センターに支払うことを約した者のため、適当な特定被害者法律援助契約弁護士等（支援センターとの間で、支援センターの特定被害者法律援助事業に関し、他人の法律事務を取り扱うことについて契約をしている弁護士、弁護士法人、弁護士・外国法事務弁護士共同法人及び総合法律支援法第一条に規定する隣接法律専門職者をいう。ニにおいて同じ。）にイの代理人が行う事務を取り扱わせること。

ハ 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）その他の法律により依頼を受けて裁判所に提出する書類又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）を作成することを業とすることができる者に対し特定被害者に係る民事事件手続に必要な書類又は電磁的記録の作成を依頼して支払うべき報酬及びその作成に必要な実費の立替えをすること。

二 ハに規定する立替えに代え、ハに規定する報酬及び実費に相当する額を支援センターに支払うことを約した者のため、適当な特定被害者法律援助契約弁護士等にハに規定する書類又は電磁的記録を作成する事務を取り扱わせること。

ホ 弁護士法その他の法律により法律相談を取り扱うことを業とすることができる者による特定不法行為等に関する法律相談（刑事に関するものを除く。）を実施すること。

二 前号の業務に附帯する業務（民事保全手続に附帯する担保の提供に係る業務を含む。）を行うこと。

2 特定被害者法律援助事業は、対象宗教法人について特定解散命令請求等に係る裁判が確定した時若しくは特定解散命令請求等の取下げがあった時又は対象宗教法人が解散（特定解散命令請求等に係る裁判による解散を除く。）をした時のうちいずれか早い時前にその対象宗教法人に係る特定不法行為等について特定被害者法律援助事業の実施に係る援助の申込みをした特定被害者について行うものとする。

3 支援センターが特定被害者法律援助事業を行う場合には、総合法律支援法第三十四条第一項の業務方法書には、同条第二項に規定する事項のほか、特定被害者法律援助事業に関し、特定被害者法律援助事業の実施に係る援助の申込み及びその審査の方法に関する事項、第一項第一号イ及びハに規定する立替えに係

る報酬及び実費の基準並びにそれらの償還に関する事項、同号ロ及びニに規定する報酬及び実費に相当する額の支払に関する事項、同項第二号に規定する民事保全手続に附帯する担保の提供に係る業務の実施に係る費用の償還に関する事項その他法務省令で定める事項を記載しなければならない。

4 前項の場合において、当該償還及び当該支払は、特定被害者の迅速かつ円滑な救済に資するよう、特定被害者に係る民事事件手続の準備及び追行がされている間猶予するものとしなければならず、かつ、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める場合に該当するときを除き、免除できるものとしなければならない。

一 報酬及び実費の償還及び支払 次のイ又はロに掲げる場合

イ 当該特定被害者が一定以上の資力を有する場合

ロ 当該特定被害者の援助に至った経緯、当該援助による支援センターの財務に対する影響その他の当該援助に係る事情に照らし、免除することが相当でないと認められる場合

二 民事保全手続に附帯する担保の提供に係る業務の実施に係る費用の償還 次のイ又はロに掲げる場合

イ 当該特定被害者が当該民事保全手続に関し故意又は重大な過失により当該民事保全手続に係る相手

方に損害を与えた場合

ロ 当該特定被害者の援助に至った経緯、当該援助を受けた特定被害者の資力の状況、当該援助による支援センターの財務に対する影響その他の当該援助に係る事情に照らし、免除することが相当でないと認められる場合

(総合法律支援法の適用)

第四条 支援センターが特定被害者法律援助事業を行う場合には、次の表の上欄に掲げる総合法律支援法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第十二条	この法律	この法律及び特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の
------	------	--

		<p>特例に関する法律（令和五年法律第八十九号。以下「特定不法行為等被害者特例法」という。）</p>
<p>第十九条第二項第二号</p>	<p>この法律</p>	<p>この法律（特定不法行為等被害者特例法第四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）</p>
<p>第二十三条第五項</p>	<p>この法律又は準用通則法（第四十八条</p>	<p>この法律、特定不法行為等被害者特例法又は準用通則法（特定不法行為等被害者特例法第四条の規定により読み替えて適用する第四十八条</p>
<p>第二十三条の二第一項</p>	<p>この法律</p>	<p>この法律、特定不法行為等被害者特例法</p>
<p>第二十九条第八項第一号</p>	<p>同じ。）</p>	<p>同じ。）及び特定被害者法律援助契約弁護士等（特定不法行為等被害者特例法第</p>

第三十条第三項	第三十条第二項	第二十九条第八項第二号	
前二項の業務	前項の業務	第三十五条第一項	契約弁護士等に
前二項の業務又は特定被害者法律援助事	前項の業務及び特定被害者法律援助事業 (特定不法行為等被害者特例法第三条第一項に規定する特定被害者法律援助事業をいう。以下同じ。)	第一項 特定不法行為等被害者特例法第四条の規定により読み替えて適用する第三十五条	第一項 契約弁護士等及び特定被害者法律援助契約弁護士等に 三条第一項第一号ロに規定する特定被害者法律援助契約弁護士等をいう。以下同じ。)

	契約弁護士等	業 契約弁護士等又は特定被害者法律援助契 約弁護士等
第三十一条	業務は	業務並びに特定被害者法律援助事業は
第三十二条第一項	前条	特定不法行為等被害者特例法第四条の規 定により読み替えて適用する前条
第三十二条第二項	前項	特定不法行為等被害者特例法第四条の規 定により読み替えて適用する前項
第三十二条第五項	業務	業務及び特定被害者法律援助事業
第三十三条第一項	契約弁護士等	契約弁護士等又は特定被害者法律援助契

	又は第二項の業務	約弁護士等 若しくは第二項の業務又は特定被害者法律援助事業
第三十三條第二項	及び契約弁護士等 前項	並びに契約弁護士等及び特定被害者法律援助契約弁護士等 特定不法行為等被害者特例法第四条の規定により読み替えて適用する前項
第三十四條第二項第六号	この法律	この法律、特定不法行為等被害者特例法
第三十五條第一項	業務 契約弁護士等	業務及び特定被害者法律援助事業 契約弁護士等及び特定被害者法律援助契約弁護士等

第三十五条第二項	契約弁護士等	契約弁護士等及び特定被害者法律援助契 約弁護士等
第四十二条の二第一項	この法律	この法律、特定不法行為等被害者特例法
第四十二条の二第二項	前項	特定不法行為等被害者特例法第四条の規 定により読み替えて適用する前項
第四十六条第一項	以外の業務	以外の業務並びに特定被害者法律援助事 業
第四十六条第三項及び第 四項	第一項	特定不法行為等被害者特例法第四条の規 定により読み替えて適用する第一項
第四十六条第五項	前各項	特定不法行為等被害者特例法第四条の規 定により読み替えて適用する第一項、第 二項及び同条の規定により読み替えて適 用する前二項

<p>第四十八条の表第三条第 三項の項</p>	<p>個別法 総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）</p>	<p>及び個別法 、総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）及び特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律（令和五年法律第八十九号。以下「特定不法行為等被害者特例法」という。）</p>
<p>第四十八条の表第三十九条の二第一項の項</p>	<p>総合法律支援法（同法第四十八条において準用するこの法律の規定を含む。）</p>	<p>総合法律支援法（特定不法行為等被害者特例法第四条において読み替えて適用する総合法律支援法第四十八条において準用するこの法律の規定を含む。）、特定</p>

<p>第四十八条の表第五十条の項</p>	<p>及び総合法律支援法</p>	<p>不法行為等被害者特例法</p> <p>、総合法律支援法（特定不法行為等被害者特例法第四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び特定不法行為等被害者特例法</p>
<p>第四十八条の表第五十条の四第六項の項</p>	<p>総合法律支援法（同法第四十八条において準用するこの法律の規定を含む。）</p>	<p>総合法律支援法（特定不法行為等被害者特例法第四条において読み替えて適用する総合法律支援法第四十八条において準用するこの法律の規定を含む。）、特定不法行為等被害者特例法</p>
<p>第四十八条の表第六十四条第一項の項</p>	<p>総合法律支援法（同法第四十八条において準用するこの法律の規定を含む。）</p>	<p>総合法律支援法（特定不法行為等被害者特例法第四条において読み替えて適用する総合法律支援法第四十八条において準</p>

	第四十九條第三号	
第五十四條第一項第一号	この法律	この法律（特定不法行為等被害者特例法第四條の規定により読み替えて適用する第四十六條第一項）
第五十四條第一項第四号	若しくは第五項	、同條第五項（特定不法行為等被害者特例法第四條の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第五十四條第一項第五号	業務以外	業務及び特定被害者法律援助事業以外
第五十四條第一項第八号	第四十二條の二第二項	第四十二條の二第二項（特定不法行為等

被害者特例法第四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

(法務省令への委任)

第五条 この章に定めるもののほか、この章の規定の実施に関し必要な事項は、法務省令で定める。

第三章 宗教法人による財産の処分及び管理の特例

第一節 解釈規定

第六条 この章のいかなる規定も、文部科学大臣及び都道府県知事に対し、宗教法人における信仰、規律、慣習等宗教上の事項についていかなる形においても調停し、若しくは干渉する権限を与え、又は宗教上の役職員の任免その他の進退を勧告し、誘導し、若しくはこれに干渉する権限を与えるものと解釈してはならない。

2 この章のいかなる規定も、宗教法人が公共の福祉に反した行為をした場合において他の法令の規定が適用されることを妨げるものと解釈してはならない。

第二節 指定宗教法人による財産の処分及び管理の特例

(指定宗教法人の指定)

第七条 所轄庁は、対象宗教法人が次のいずれにも該当すると認めるときは、当該対象宗教法人を指定宗教法人として指定することができる。

一 当該対象宗教法人に係る特定不法行為等に係る被害者が相当多数存在することが見込まれること。
二 当該対象宗教法人の財産の処分及び管理の状況を把握する必要があること。

2 前項の規定による指定宗教法人の指定（以下単に「指定宗教法人の指定」という。）をしようとする場合においては、所轄庁は、当該所轄庁が文部科学大臣であるときはあらかじめ宗教法法人審議会に諮問してその意見を聴き、当該所轄庁が都道府県知事であるときはあらかじめ文部科学大臣を通じて宗教法法人審議会の意見を聴かなければならない。

3 所轄庁は、指定宗教法人の指定をする場合には、その旨及び当該指定宗教法人の名称、主たる事務所の所在地その他の当該指定宗教法人を特定するために必要な事項を公示しなければならない。

4 指定宗教法人の指定は、前項の規定による公示によってその効力を生ずる。

5 所轄庁は、指定宗教法人の指定をしたときは、速やかに、その旨を当該指定宗教法人に通知しなければならない。

ならない。

6 所轄庁は、公示された事項に変更があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定宗教法人の指定の解除)

第八条 所轄庁は、指定宗教法人について指定宗教法人の指定を受けるべき事由が消滅したと認めるときは、当該指定宗教法人の指定を解除しなければならない。

2 前条第三項及び第五項の規定は、前項の場合に準用する。

(指定宗教法人の指定の失効)

第九条 指定宗教法人の指定は、次の各号のいずれかに該当するときは、その効力を失う。

- 一 当該指定宗教法人に係る特定解散命令請求等に係る裁判が確定したとき。
- 二 当該指定宗教法人に係る特定解散命令請求等の取下げがあつたとき。
- 三 当該指定宗教法人が解散したとき（第一号に該当するときを除く。）。

2 第七条第三項及び第五項の規定は、前項の場合に準用する。

(不動産の処分等の所轄庁への通知及び公告の特例)

第十条 指定宗教法人は、宗教法人法第二十三条の規定による公告をするほか、不動産を処分し、又は担保に供しようとするときは、当該不動産の処分又は担保としての提供の少なくとも一月前に、所轄庁に対し、その要旨を示してその旨を通知しなければならない。

2 所轄庁は、指定宗教法人から前項の規定による通知を受けたときは、速やかに当該通知に係る要旨を公告しなければならない。

3 宗教法人法第二十四条の規定は、第一項の規定に違反してした不動産の処分又は担保としての提供について準用する。

(財産目録等の作成及び提出の特例)

第十一条 指定宗教法人の指定があつた場合における宗教法人法第二十五条の規定の適用については、同条第一項中「財産目録及び収支計算書を」とあるのは「当該会計年度の収支計算書を、毎会計年度の各四半期（会計年度の期間を三月ごとに区分した各期間をいう。第四項において同じ。）終了後二月以内に当該四半期の財産目録、収支計算書及び貸借対照表をそれぞれ」と、同条第二項第三号中「貸借対照表を作成している場合には貸借対照表」とあるのは「貸借対照表」と、同条第四項中「ならない」とあるのは「な

らず、また、同項の規定により当該宗教法人の事務所に備えられた同項第三号に掲げる書類が毎会計年度の各四半期終了ごとに作成されたものであるときは、その作成後十日以内にその写しを所轄庁に提出しなければならぬ」と、同条第五項中「前項」とあるのは「前項（特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律（令和五年法律第八十九号。以下「特定不法行為等被害者特例法」という。）第十一條第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

2 前項の場合における宗教法人法第八十八条の規定の適用については、同条第四号中「第二十五条第一項若しくは第二項」とあるのは「特定不法行為等被害者特例法第十一条第一項の規定により読み替えて適用する第二十五条第一項若しくは第二項」と、同条第五号中「第二十五条第四項」とあるのは「特定不法行為等被害者特例法第十一条第一項の規定により読み替えて適用する第二十五条第四項」とする。

第三節 特別指定宗教法人の財産目録等の閲覧の特例

（特別指定宗教法人の指定等）

第十二条 所轄庁は、対象宗教法人が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該対象宗教法人を

特別指定宗教学法人として指定することができる。

一 第七条第一項各号のいずれにも該当すること。

二 当該対象宗教学法人の財産の内容及び額、その財産の処分及び管理の状況その他の事情を考慮して、当該対象宗教学法人について、その財産の隠匿又は散逸のおそれがあること。

2 前項の規定により対象宗教学法人が特別指定宗教学法人として指定されたときは、当該対象宗教学法人（当該指定を受けた時において既に指定宗教学法人の指定を受けているものを除く。）は、指定宗教学法人の指定を受けたものとみなす。

3 第七条（第一項を除く。）及び第八条の規定は、第一項の場合に準用する。この場合において、同項の規定により特別指定宗教学法人として指定された対象宗教学法人について、同項第二号に規定する事由が消滅したことを理由として特別指定宗教学法人の指定が解除されたとき（当該対象宗教学法人が同項第一号に規定する事由に引き続き該当するときに限る。）は、当該対象宗教学法人は、当該解除がされた日に指定宗教学法人の指定を受けたものとみなす。

4 指定宗教学法人が特別指定宗教学法人として指定された場合における当該指定宗教学法人について、第八条第

一項の規定により指定宗教法人の指定が解除されたとき又は第九条第一項の規定により指定宗教法人の指定が効力を失ったときは、当該特別指定宗教法人は、第一項の規定による特別指定宗教法人の指定（以下単に「特別指定宗教法人の指定」という。）が解除されたものとみなす。

5 第七条第三項及び第五項の規定は、第三項後段及び前項の場合に準用する。

（財産目録等の閲覧の特例）

第十三条 特定不法行為等に係る被害者は、宗教法人法第二十五条第三項の規定により同条第二項各号に掲げる書類又は帳簿の閲覧を請求する場合のほか、当該特定不法行為等に係る対象宗教法人が特別指定宗教法人の指定を受けたときは、所轄庁に対し、当該対象宗教法人に係る次に掲げる書類の写しの閲覧を求めることができる。

一 第十一条第一項の規定により読み替えて適用する宗教法人法第二十五条第四項の規定により提出された同条第二項第三号に掲げる書類

二 宗教法人法第二十五条第四項の規定により特別指定宗教法人の指定前に提出された同条第二項第三号に掲げる書類（特別指定宗教法人の指定があった日の属する会計年度の前会計年度（同日が当該特別指

定宗教法人の会計年度終了後四月以内の日である場合において、当該前会計年度に係る書類が提出されていないときにあつては、前々会計年度）に係るものに限る。）

2 前項の規定により閲覧をした特定不法行為等に係る被害者は、当該閲覧により知り得た事項を、当該特定不法行為等に関する自己の権利を実現する目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

第四節 補則

（特定解散命令請求等の所轄庁への通知）

第十四条 裁判所は、特定解散命令請求等があつたとき（当該特定解散命令請求等が所轄庁により行われたものである場合を除く。）は、所轄庁に対し、その旨を通知しなければならない。

（宗教法人審議会の所掌事務の特例）

第十五条 宗教法人審議会は、宗教法人法第七十一条第二項に規定する事項のほか、この章の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

（聴聞の特例）

第十六条 宗教法人法第八十条第四項の規定は、指定宗教法人の指定及び特別指定宗教法人の指定に係る聴聞について準用する。

(事務の区分)

第十七条 この章の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第五節 罰則

第十八条 指定宗教法人の代表役員、その代務者又は仮代表役員が、第十条第一項の規定による通知を怠り、又は虚偽の通知をしたときは、十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。ただし、第二章及び附則第三条第二項の規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日（次条及び同項において「一部施行日」という。）から施行する。

(準備行為)

第二条 支援センターは、一部施行日前においても、特定被害者法律援助事業の実施に必要な準備行為をすることができる。

(経過措置)

第三条 この法律の規定は、この法律の施行前にその請求が行われ又はその手続が開始された特定解散命令請求等に係る宗教法人についても適用する。

2 一部施行日から民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）の施行の日の前日までの間における第三条第一項（第一号ハ及びニに係る部分に限る。）の規定の適用については、同号ハ中「書類又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）」とあるのは「書類」と、「必要な書類又は電磁的記録」とあるのは「必要な書類」と、同号ニ中「書類又は電磁的記録」とあるのは「書類」とする。

3 第十一条第一項の規定は、指定宗教法人の指定があつた日（第十二条第二項の規定により指定宗教法人

の指定を受けたものとみなされた対象宗教法人にあつては、当該指定宗教法人の指定を受けたものとみなされた日。次項において同じ。）の属する四半期（指定宗教法人の会計年度の期間を三月ごとに区分した各期間をいう。次項において同じ。）から適用する。

4 前項の場合において、指定宗教法人の指定があつた日の属する四半期がこの法律の施行の日を含むものであるときは、当該四半期に係る第十一条第一項の規定の適用については、同項中「、收支計算書及び貸借対照表をそれぞれ」とあるのは「及び收支計算書」と、「貸借対照表を作成している場合には貸借対照表」とあるのは「貸借対照表」とあるのは「收支計算書並びに貸借対照表を作成している場合には貸借対照表」とあるのは「貸借対照表」とあるのは「收支計算書」とする。

5 前項の場合における第十一条第二項の規定の適用については、同項中「特定不法行為等被害者特例法第三十一条第一項の規定により読み替えて適用する第二十五条第一項」とあるのは、「特定不法行為等被害者特例法附則第三条第四項の規定により読み替えて適用する特定不法行為等被害者特例法第三十一条第一項の規定により読み替えて適用する第二十五条第一項」とする。

6 第十三条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、この法律の施行前に提出された同号に掲げる

書類の写しについても適用する。

(地方自治法の一部改正)

第四条 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

<p>特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律 (令和五年法律第八十九号)</p>	<p>第三章の規定により都道府県が処理することとされている事務</p>
---	-------------------------------------

(この法律の失効)

第五条 この法律は、この法律の施行の日から起算して三年を経過した日に、その効力を失う。

2 この法律の失効前に支援センターが特定被害者法律援助事業の実施に係る援助の申込みを受けた事案に

については、この法律の規定は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により効力を失った後も、なおその効力を有する。

3 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項の規定により効力を失った後も、なおその効力を有する。

4 前二項に規定するもののほか、この法律の失効に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第六条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、その施行の状況等を勘案し、この法律の延長及び財産保全の在り方を含めこの法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて法制上の措置その他所要の措置を講ずるものとする。